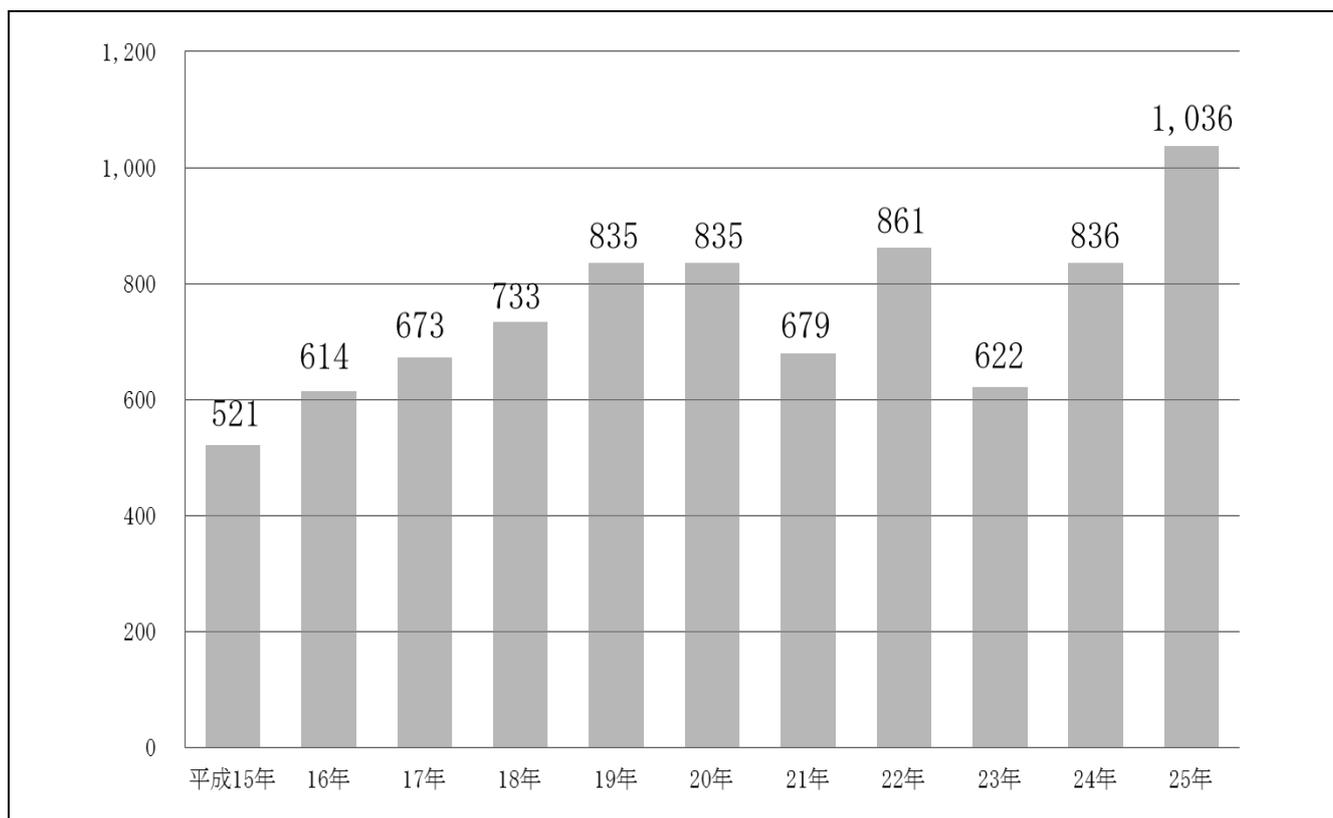


(2) 訪日外国人旅行者の受入環境を整備する必要性

現 状	説明図表番号
<p>ア 訪日外国人旅行者数の推移</p> <p>我が国を訪れる外国人旅行者数の動向について、過去 10 年間の推移をみると、平成 15 年から 20 年にかけては増加傾向（521 万人から 835 万人まで増加）をたどり、その後、21 年のリーマンショックと 23 年の東日本大震災の影響による大幅な落ち込み（前者は 679 万人、後者は 622 万人）を経て、このところ大きく増加している。平成 24 年には、リーマンショック前の水準まで回復（836 万人）し、25 年には、「観光立国行動計画」（平成 15 年 7 月観光立国関係閣僚会議決定）において 22 年までの政策目標として掲げられていた年間 1,000 万人を達成（1,036 万人）している。</p> <p>イ 増加が見込まれる訪日外国人旅行者への対応</p> <p>このように、訪日外国人旅行者数については、当面の政策目標を達成したところであるが、訪日外国人旅行者数の水準を他国と比較すると、世界では 33 位、アジアでも 8 位（いずれも平成 24 年の数値）と低位にとどまっていることなどから、政府では、訪日外国人旅行者数の更なる増加に向けた取組を行うこととしている。</p> <p>また、前述したとおり、平成 32 年には、東京において、夏季オリンピック・パラリンピックが開催されるなど、我が国においては、今後も、外国人旅行者の増加が見込まれている。</p> <p>しかし、これら外国人旅行者数を持続的に増加させるためには、外国人旅行者の満足度を向上させ、リピーター化を促進させていくことが重要であり、このためには、一旦来訪した外国人旅行者が、我が国において、安心して快適に、移動・滞在・観光することができるよう、これまで以上に、受入環境の整備を推進していくことが必要である。</p> <p>なお、観光立国推進基本法では、観光立国の実現に関する施策を講ずるに当たっては、国、地方公共団体、住民、事業者等の連携が確保されるよう配慮されなければならないとされるなど、官民一体となった取組が求められている。こうしたことから、受入環境の整備の推進においては、関係者間の連携が効率的かつ効果的に行われるよう、クラウドサービス（注）などの I T を活用した情報の共有化についても留意することが重要である。</p> <p>（注） 従来、手元のコンピュータに保存し、利用していたデータやソフトウェアについて、ネットワーク経由による利用を提供するサービスのことである。</p>	<p>表 1 - (2) - ア</p> <p>表 1 - (2) - イ</p> <p>表 1 - (1) - イ - ③（再掲）</p>

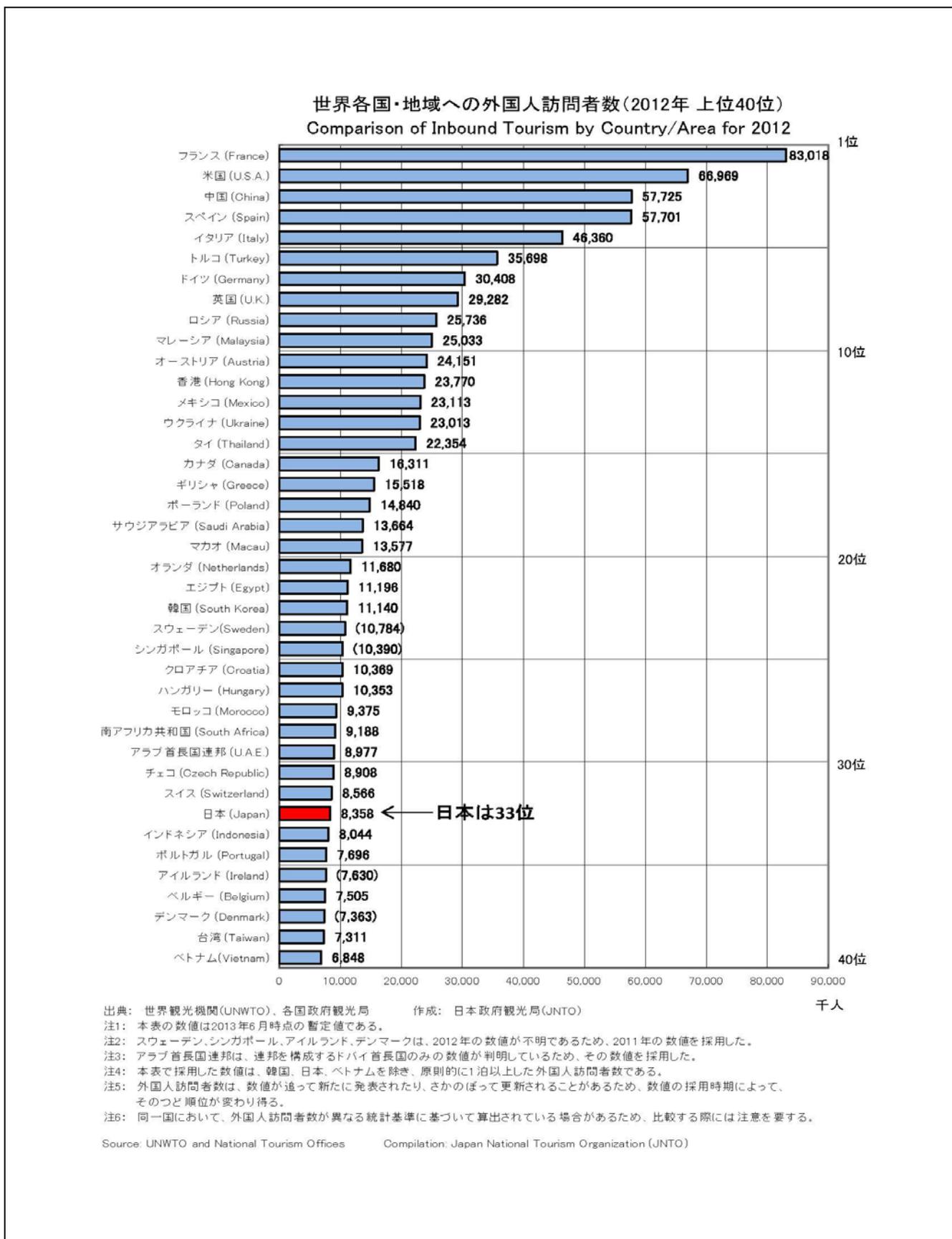
表1-(2)-ア 訪日外国人旅行者数の推移

(単位：万人)



(注) J N T O の資料に基づき当省が作成した。

表1-(2)-イ 我が国における外国人訪問者数(他国との比較)



(注) JNTOの資料による。